

制度

景観形成支援制度について

有田川町景観計画に定める景観重要地域などにおいて、良好な景観形成を促進するための支援として景観形成支援事業を制定しました。

この事業は、

○地域の景観に配慮・工夫された工事または修繕に対して助成する修景助成事業

○区域内に放置されている空き家および空き建築物の除去・活用に対して助成する空き家除去活用事業

○地域住民の参画と協働による景観形成の取り組みを支援する活動助成事業

など景観重要地域などで定める景観形成基準に基づく工事、活動などの取り組みを助成するものです。

●施行日／平成27年7月1日

●対象地／景観計画に定められた景観重要地域（清水あらぎ島周辺地域）

■問い合わせ／吉備庁舎建設課・清水行政局建設環境室

補助対象事業		補助対象経費
修景助成事業	建築物などの新築	個人専用住宅の新築に係る経費
	建築物などの修景	既存建築物などの外観の修景に係る経費
	工作物などの修景	住宅敷地に存する石積みの修繕などに係る経費
		田畑の石積み、土坡の修繕などに係る経費
		景観に配慮した公共工事への変更に係る増額負担経費
		垣、柵、塀の新設、修繕などに係る経費
		屋外自動販売機の景観調和に係る経費
	屋外広告物の景観調和に係る経費	
景観重要建造物修景	外観の修景に係る経費	
景観重要樹木保護	保存のための樹木医などの診断、治療等に要する経費	
空き家除去活用事業	空き家などの除去	放置空き家、放置空き建築物の除去などに係る経費
	空き家などの活用	放置空き家、放置空き建築物の活用などに係る経費
活動助成事業	良好な景観形成に資する活動	耕作放棄地の活用に係る経費
		景観阻害解消のための活動経費
		学習会、先進地調査などに係る経費
	景観重要地域の指定、景観づくり協定締結のための活動	伝統行事の継続に係る経費
		学習会、先進地調査などに係る経費
	組織の運営に係る経費	

